海外果樹農業ニュースレター

(公財) 中央果実協会 (03) 3586-1381

2012年6月 第8号

写真説明 : びわ

■■果樹産業の動向

世界のリンゴの貿易見通し

World Apple Report 誌 (2012年5月号)

- 目 次 -

果樹産業の動向

- ・世界のリンゴの貿易見通
- ・米国の果実・野菜消費者 の購買行動を読んで消費拡 大につなげる
- ワシントン州産オウトウ の晩生品種増加に伴うマー ケティングの変化

現地報告

米国	5
タイ	(
豪州	(

農林水産省のHPから

・植物検疫における輸入解 禁要請に関する手続きの進 捗状況について

トピックス

- ・インドネシアの果樹産業 保護のための輸入港制限
- ・インドネシアの小売業者 が輸入規則に反発
- ・カナダで遺伝子組み換え リンゴが誕生か?
- ・ニュージーランドでクイ ンズランドミバエ捕獲によ り台湾は安全性の保証を要 求



被災地を応援

世界のリンゴ生産量 は, 今後 10 年で 20% 増加すると見込まれてい る。リンゴ産業の収益増 大は,増加する生産量の うちどれだけを生食用と して売れるかにかかって いることは論を待たない。 しかし,リンゴ生産国の多 くで生鮮リンゴの1人当た り消費量は頭打ちないし 減少傾向にある。本稿で は,主要リンゴ生産国が 今後 10 年, 増大する供 給量を前にして収益性の 高い市場をいかにして見 出さなくてはならないか を検討する。

表は主要リンゴ生産国 42 ヵ国及び地域につい て,2020 年における生 産,輸出・入,消費の見 通しを 2010 年実績と対 比したものである。なお, ロシアは便宜上アジアに 含めている。

〈生産増大の傾向〉

2010 年に比べ 2020 年のリンゴ総生産量は 19%増と見通されてい る。ただし、2010年の生 産量はいくつかの地域・ 国で不作だったということ を考慮する必要がある。 収穫面積は中国では 10%増加と見込まれてい るのに対し,残り 41 ヵ国

では僅か3%の増加となっ ている。収穫面積の増加 以上に,生産量の増加に 大きく影響を与えるのが単 収の増加で、10%と見込 まれている。42 ヵ国中 34 ヵ国で単収の増加が見 込まれている。これは,密 植栽培,早期成園化,新 たな生産技術の導入等に よるものである。

<増加が見込まれる生食

主要生産国の国内生鮮 リンゴ消費量は増大が見 込まれている。その理由の 第1は2010年から2020 年にかけてこれら諸国の 人口は約7%, 実数にして 約 300 万人増加すると見 込まれていることである。 第2の理由は,健康志向 と肥満問題への関心の高 まりが見込まれ, 政府等の 取り組みの強化により、先 進国での1人当たり生鮮リ ンゴ消費量の落ち込みに ブレーキがかかると期待さ れていることである。第3 に、ロシアや中国といった 大市場で消費増大の傾向 が続くと見られることであ

もし、こういった生食リン ゴの消費増大へのプラス 要因が見込み違いだった ということになれば、増大 が見込まれるリンゴ生産 を前にしてそれを吸収す る市場を見出すための苦 労は極めて厳しいものに なるだろう。北米及び南 半球での1人当たり生鮮 リンゴ消費量の停滞傾向 は今後も続くだろう。ま た,現在の世界的景気 低迷状態が長引けば長 引くほど, EU15 ヵ国を 始めとした欧州市場の消 費回復の動きはあまり期 待できないだろう。

〈貿易における試練〉

42 ヵ国の生産量及び 輸入量から国内消費量 を差し引いた,輸出可能 量は 2010 年から 2020 年の間,年々増加すると 見込まれる。**EU15** ヵ国 の輸入と輸出の差引計 算では輸入が輸出を若 干上回ると見込まれる。 アジア(ロシアを含む)に ついては、ロシアの輸入 量は中国の輸出量を引 き続き上回り, アジア全 体としては純輸入となる だろう。中国の国内生鮮 リンゴ消費量はこの 10 年間劇的な増加を記録 している。しかし、中国国 内での生鮮リンゴ消費量 の伸びが次第に落ち着 いてくれば,生産量の大 幅増加が見込まれること

から、中国は再び大輸出国として登場して来るだろう。

残り3地域,EU15ヵ国以外の欧州諸国(主としてポーランド),北米(主として米国),そして巨大供給者である南半球諸国は国際リンゴ市場への大量供給者となるだろう。

〈アジアの動向〉

今回の分析で、どうして主要リンゴ生産国は欧州と北米以外の市場での需要増大に期待しているかを明らかにしたい。2020年におけるリンゴ非生産国の人口は30億人に上る。しかしこれら諸国の所得水準や流通システムから見て、これら30億人に上る人々が輸入リンゴを手にするということは極めて限られたものだろう。

これに対する例外はアジアである。アジアのリンゴ非生産国の多くでは中産階級が急速に増大している。アジアのリンゴ生産国の輸入量はそう多くはないだろう。日本や韓国といったリンゴ大消費国へ輸出し

ようとしても結果は知れている。大市場であるインドは依然として生鮮リンゴの輸入に対して 50%の関税を賦課している。中国、トルコ、イランは引き続き大純輸出国であるだろう。

台湾はおそらくリンゴ生産国の中にあって重要な輸入国であり続けるものの、人口は 2,300 万人に過ぎず、その輸入量は現状水準に止まるだろう。インドと中国は巨大な人口大国であり、生産国ではあるが2020年にはそれぞれ20万トン,12万トンの生鮮リンゴを輸入すると見られている。印中両国がこの見通しどおりリンゴを輸入したとしても、世界全体のリンゴ供給量から見て、さらに30万トン以上のリンゴの市場を見出さなくてはならないだろう。

リンゴ非生産国であるパキスタン 等の南アジア諸国、インドネシア等 の東南アジア諸国、さらにはカザフ スタン等の中央アジア諸国が経済 成長を引き続き遂げられれば、30 万トンのリンゴの有望市場となるだ ろう。しかし、輸出国はこぞって自国 産リンゴを売り込もうとしのぎを削るであろうし、さらにはこれら諸国の伝統的果実やリンゴ以外の輸入果実との競争も激しさを増すことは必定である。このような厳しい市場争奪戦を勝ち抜くためには、これら潜在的市場で好まれる品種の選定と根気強い販売活動が重要である。

〈国内市場も忘れてはならない〉

もし主要リンゴ生産国の国内消費 が低迷するということになれば、国 際市場での競争はさらに激しさを増 すことになるだろう。ある国が輸出は 考えないといっても、他の生産国が 輸出拡大を狙って進出しようとする 時、いや応なくリンゴ市場を巡る激 しい国際競争に巻き込まれるだろ う。

新しい輸出市場を探すことが重要なことはいうまでもないが、それと同時に自国での生鮮リンゴの消費水準の維持・拡大を図ることも重要なのである。

主要リンゴ生産国におけるリンゴの生産量、貿易量及び生鮮消費量 (2010 年の実績と 2020 年の予想)

(単位:1,000トン)

地 域	年	生産量	輸入量	輸出量	純輸出量	国内生鮮消費量
EU-15 カ国	2010(実績)	7,764	2,395	2,330	-65	6,217
	2020(予想)	9,051	2,835	2,757	-78	7,018
その他欧州諸国	2010(実績)	4,922	458	1,273	815	2,708
	2020(予想)	6,875	472	1,547	1,075	3,106
北米諸国	2010(実績)	5,115	554	855	301	3,251
	2020(予想)	5,858	650	1,030	380	3,538
アジア+ロシア	2010(実績)	42,941	1,402	1,230	-173	35,726
	2020(予想)	50,971	1,995	1,595	-400	43,045
南半球諸国	2010(実績)	5,358	103	1,712	1,609	2,240
	2020(予想)	5,900	166	2,012	1,846	2,327
世界合計	2010(実績)	66,100	4,912	7,400	2,488	50,142
	2020(予想)	78,655	6,118	8,941	2,823	59,034

注:表には国内の加工消費量が含まれてないため、合計数字が合わない。

米国の果実・野菜消費者の購買行動を読んで消費拡大につなげる

The Packe 紙 (2012 年 4 月 9 日号)

PBH(健康のための青果物財団)の年次総会が 3 月 29~31 日に開催され,毎年実施する 10 歳以下の児童を持つ母親と来店客のうち中核となる層の中心顧客 1,300 人を対象に行った調査結果を基に消費者の購買行動をどう解すべきかについて議論された。

1 月に実施された調査結果の中で,「Fruits & Veggies-More Matters(果実野菜をもっと食べよう)」の

ロゴを付けた青果物を意識的に買おうという人の比率は 45%と従来とあまり変わりなかったものの, 77%が健康に 関連するロゴであると認識していた。

そして 87%の主婦が「Fruits & Veggies-More Matters 運動」が強調しているように食卓のお皿の半分以上を果実や野菜にするのが望ましいと認識しているものの、実際にそうしているのは 53%に止まっていた。

[問]果実・野菜を購入する時に最も重要視するのは何ですか?(回答:10歳以下の子供を持つ母親699人、 中心顧客 600 人)

項目	10 歳以下の子供 を持つ主婦	中心顧客	項目	10歳以下の子供を 持つ主婦	中心顧客
価格	64%	63%	国産だから	14%	15%
新鮮さ	58%	66%	旬のものだから	12%	10%
味	59%	62%	原産地	5%	8%
健康に良い	31%	35%	ブランド	1%	3%
家族が好きだから	40%	22%	その他	1%	1%
便利だから	14%	17%			



出所: OW Research

PBHの Pivonka 理事長は講演の中で、2011年2 月の連邦農務省の調査(当誌 3 号の 3 ページ参照) によって、生鮮果実・野菜は缶詰や冷凍の青果物に 比べて決して高い物ではなく、「Fruits & Veggies-More Matters 運動」で推奨しているお皿の 半分以上を生鮮果実・野菜としても,これに必要なお 金は1日当たり2ドルから2.5ドルに過ぎず、PBHは このことを積極的にアピールしてきたと述べ、調査結果 から生鮮果実・野菜の購入をためらわせている最大の 問題は, 値頃感と家族それぞれの嗜好が違うことにど う対応すればよいのか主婦が迷っていることであるとし ている。

また, 青果物は割高だという思い込みは容易に変え られない一方で、消費者の80%以上がなにがしかの 生鮮青果物を無駄にしているのも事実だと指摘する。 そして調査対象者で缶詰の青果物が「健康に良い」と 答えたのは僅か 38%で、21%が「健康に良くない」と 答えた缶詰果実・野菜に対する消費者の評価の低さ を紹介した。この数字はプラスチックカップ入り果実, 果実ピューレ,あるいは凍結乾燥果実より低い評価と なっている。

Pivonka 理事長は、PBH として缶詰果実・野菜に 対する消費者の誤解を解く作業部会を立ち上げ, 缶を 開けて汁を除くと中身の青果物に残る塩分や糖分は 僅かなものだということを説いているという。

PBH の新会長に就いた Palmby 氏は、青果物の缶 詰や冷凍加工の業界に身を置いているが、あらゆる形 での青果物消費の増進を図るという PBH の使命は重 要であるとしている。

<消費拡大>

総会会期中に開催されたパネルディスカッションで, Sysco 社の副社長は、消費拡大の障壁を生産者が協力 して突き破ったカリフォルニア州アボガド委員会(*)の 取り組みを高く評価し、カリフォルニア州のアボカドはこ こ10ヵ年で消費量が10倍にもなったことを紹介した。

[問]次の果実の食品形態の中で「健康に良い」と思うのはどれで すか?(回答:中心顧客 600 人)

食品	健康に良い	健康に良くない
生鮮果実•野菜	95%	1%
カット・洗浄済み果実・野菜	75%	6%
100%果汁・野菜ジュース	79%	5%
冷凍果実·野菜	73%	5%
乾燥果実·野菜	62%	9%
フリーズドライ果実・野菜	58%	10%
果実・野菜ピューレ	52%	11%
プラスチックカップ入り果実	40%	20%
缶詰果実·野菜	38%	21%

出所: OW Research

[問]あなたの家で色々な形態の果実を必ずしも利用できるとは限らない理由は何ですか? (回答:中心顧客①110人、②128人、③134人、④132人、⑤149人)

	価格が高い	食べない	自分も家族も好きではない	食べ方を知らない	店にない	防腐剤が添加されているため	人工成分が含まれているため	健康に良くない	その他
生鮮果実①	65%	12%	5%	5%	3%	3%	2%	2%	30%
冷凍果実②	32%	39%	16%	7%	2%	14%	7%	13%	9%
缶詰果実③	16%	28%	20%	0%	1%	49%	36%	53%	9%
乾燥果実④	29%	30%	33%	10%	8%	11%	6%	11%	3%
100%果汁⑤	47%	21%	13%	1%	3%	17%	13%	15%	16%

出所: OW Research

同氏は、今日、情報発信が全てであるという。それも 人というのは、小さなメッセージを多く発信しても、大きな メッセージと同じように注意を払わないので、数を絞って 重要なメッセージだけに絞るべきだとしている。

また、青果物産業の最大の敵は自らの業界内にあるとし、同社がネクタリンと競争するブルーベリー、ホウレンソウと競合するレタスを扱っており、これら青果物の販売促進のために、個々別々に多額の資金を使ってきたことを上げ、青果物産業が対抗しなくてはならないのはポテトチップ等のスナック類であって、青果物内部での競争ではないとしている。

カリフォルニア大学デービス校の Cook マーケティング経済学者は、問題の一つに青果物業界で青果物全

般をひとまとめにした総括的販売促進活動が少なくなってきたことを上げる。生産から出荷を自ら行う企業が大きくなるにつれ、これまでに総括的販促活動に使ってきたお金を自社の販促に回すことを望むようになってきており、そうすればうまくいくと彼らは考えている。しかし、それは結果が我々に示していることではない。

総括的販売促進活動は全体のパイを大きくしようとするものであり、また総括的販売促進活動は、企業が個々で行うより大きな金額を消費者理解の深化に向けて投じることができるとしている。

調査の結果は http://ow.ly/a6iy2 で入手できる。

(*)アボカド委員会は、州食料農業省長官の承認を得た後で、アボカド生産者や取扱業者の全員投票による賛同を得て設立されたもので、生産者や取扱業者から賦課金を集めて研究・調査や宣伝、販売促進活動、政府への働きかけ等を行っている。委員会の仕事に対する規制力及び政府の監督はマーケティングオーダー制度よりが緩い。

ワシントン州産オウトウの晩生品種増加に伴うマーケティングの変化

Good Fruit Grower 誌 (2012年5月15日号)

〈遅くなっているオウトウ出荷〉

2011年8月及び9月に出荷された ノースウェスト諸州産(ワシントン,オ レゴン,アイダホ,モンタナ及びユタ) オウトウは,記録的な数量となった。 これは冷涼な気候と収穫の遅れが要 因の一部であったものの,遅いシー ズンにおける出荷傾向が強まっていることが大きな要因である。

ワシントン州果実委員会によると, 昨年8月には約500万箱 (45,360トン)のノースウェスト諸州産オウトウが 出荷されたが,これは昨年度の総生 産量のほぼ27%に当たるという。

2007年8月のオウトウ出荷量はノースウェスト諸州総生産量の4.5%を占めるに過ぎなかったものの,2008年には13.8%,2009年には11%,そして2010年には15.5%へと拡大している。1990年代の終わりから2000年初めにかけて、8月の出荷は一般的に総生産量の4%以下に止まっていた。

〈晩生品種の栽植〉

晩生品種を栽培している地域では、販売シーズンが8月後半から9月初めの労働祭まで拡大している。米国農務省が実施した2011年のワシントン州果樹調査では、州内のオウトウ総栽植面積は38,000エーカー

(15,380ha)で、5年前の前回調査から6%増加した。調査では、晩生品種の「スイートハート」(収穫期は7月第4週~8月第2週)は6,500エーカー(2,630ha)で第1位の「ビング」(収穫期は6月第3周~8月第1週)に次いで2番目に多かった。そして他の晩生品種である「スキーナ」(7月第3周~8月第1週)は2,500エーカー(1,010ha)であった。また、早生品種の「チェラン」(6月第1週~6月第3周)は2,500エーカー(1,010ha)と報告されている。

調査ではまた、最近のオウトウの 栽植についてはより高い栽植密度 になっていることがわかった。「ビン グ」がエーカーあたり167本(412本 /ha)であるのに対し、「スイートハート」の平均栽植密度はエーカーあた り295本(728本/ha)となっている。 州全体で、栽植密度は5年前と比べて13%増加している(エーカーあた り235本(580本/ha))。州内で最も 新しい栽培地域であるウエナッチは 栽植密度が一番高く、エーカーあた り275本(679本/ha)であったのに 対し、ヤキマでは210本(518本/ha) となっている。

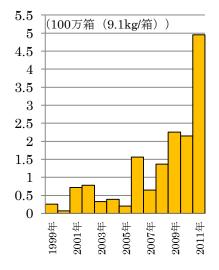
晩生品種の総生産量に占める割合は,面積及び栽植密度のどれを 見ても拡大傾向がわかる。

〈8月出荷の現実〉

今後,8月に平均350万~400万 箱(31,750トン~36,290トン)を出荷 することが現実となるであろう。

生産量のかなりの部分を8月に出荷することは、現在16週間以上にわたっているオウトウのシーズンの見直しを迫られる。

ノースウェスト産オウトウの 8 月の 出荷量



小売業者はこれまで7月にオウトウの販売促進をして、8月には他の果実に切り替える慣習があったが、その認識の変更が必要となってくる。長い間、小売業者にとってオウトウ

は特産品であったのが、今や売れる果実とするため8月の全期間にわたって販売促進を行わなければならなくなる。

8月にオウトウの販売を促進し、また中心的なオウトウの消費者から利益を得るための大きな機会があるものの、それは消費者教育、奉仕活動及び新鮮な考え方を必要とする。オウトウ販売の55%は衝動買いであり、増分売上に分類される。つまり、他の果実を買う代わりにオウトウを選んだというのでなく、シーズン到来を待ちわびてショッピングカートにオウトウを入れたというものである。

ノースウェスト諸州産オウトウの販売促進を行う北西部オウトウ生産者協会(Northwest Cherry Growers)は、今年度、調査会社ニールセンに依頼して遅いシーズ

ンのオウトウに関する報告書を作成 した。報告書によると成功している小 売業者は、シーズンの遅くまでオウト ウの販売促進を続けている小売業者 であるとしている。

ニールセンは、オウトウのピーク時にオウトウの販売額が、全国の総果実販売額の14%を占めたことを明らかにした。しかしながら、昨年の遅いシーズンの5週間(7月31日~9月3日)でも販売額は依然好調で、果実販売金額の8%を占めたことも明らかにした。

小売業者は昨年8月のオウトウの販売を喜んで受け入れたとし、果実の品質がシーズン最後においても良好さを保ち、また消費者が良い食味体験を維持できる限り、オウトウは8月でも成功することができるとしている。

消費者は、8月にオウトウを手に取るまでに2ヵ月間オウトウを食べる機

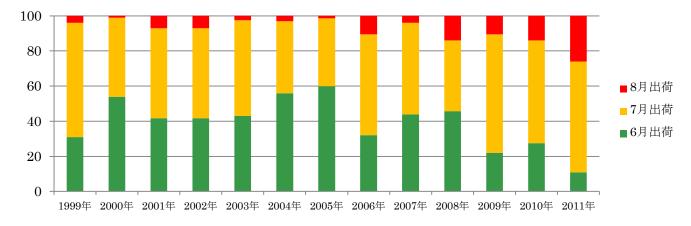
会があり、8月に繰越需要(時期を待ちに待って購入する需要)は期待できない。従って、良好な食味(品質)ーサイズ、香り、鮮度ーはシーズンの終わりにおいてはより重要になってくるというわけである。

オウトウは他の果物と陳列スペースを争っているが, 品質がよければ 小売業者に最も高い利益をもたらす ことができる。

8月一杯と9月初めの少量出荷量を合わせると、今後、この時期に出荷する割合は、総生産量の約20%を占めるまでになるという。また遅いシーズンにおける輸出も拡大する機会があり、販売を助けることになるであろう。

シーズンを良い形で終了する鍵は 良いスタートにある。高品質な果実 の秩序あるマーケティングが求めら れるが、それはしばしば業界のコント ロールの埒外にある。

オウトウの月別出荷割合(%)



■■ 現地報告

米国:グリーニング病発生で住宅地のカンキツ樹が危惧される 中川 圭子

グリーニング病発生のニュースがカリフォルニア州カンキツ業界にもたらした衝撃は計り知れない。カリフォルニア州はフロリダ州に次ぐカンキツ類の生産州で、生鮮オレンジ及びレモンに関しては、米国内最大の産地である。業界ではミカンキジラミが初捕獲される以前より、連邦及び州政府によるモスー、サンプル分析、生産者教育、住民への広報、そして防除方法に関する研究支援に向けて多大な資金を投入し、必死の防除作戦を推進している。この結果、現在のところ、商業園地内

でのミカンキジラミ捕獲事例は極少 数に止まっている。

綿密なモニター, 定期的な薬剤散布等が商業カンキツ園地で一応の成果を納めている一方, 関係者の間では, 住宅地のカンキツ樹の将来を危ぶむ声が強い。2008年の初捕獲以来, カリフォルニア州内の住宅地で捕獲されたミカンキジラミの数はすでに万単位に及び, 捕獲地点周辺に設定された防疫隔離地区は, サンタバーバラ郡からメキシコ国境に至る南カリフォルニア8郡に拡大してい

る。これらの隔離地区では、カンキツ類 及び苗木類の域外搬出が厳しく制限 されているにも関わらず、自宅でとれた カンキツ類を域外の友人・知人に送る 住民が後をたたない。都市住民は自 主的には薬剤散布を行わない傾向が 強いことも、都市部のカンキツ樹をより 大きな危険にさらす今ひとつの要因と なっている。南カリフォルニアの住宅地 のカンキツ樹が一掃されかねない危険 性が懸念されている。

中兀 進弘

当誌前号で紹介したタイ政府による余剰パインアップル の4月上旬買上げ実施が遅れている。

タイ:余剰パインアップルの政府買い上げが遅れる

また、当初の閣議承認案の一つとして、余剰分を動物飼料や肥料にするという計画があったものの、すべての原料を加工工場に持ち込みパイン缶・果汁を生産委託する方向で調整に入った。

農業経済局の報告によると、2012年5月に市場に出荷されるパインアップルの量は29万トン(総生産量の11.5%)となっており、前月の24万トンより20.8%増加している。しかし、前年同月の30万トンと比較すると3.3%減少している。また、2012年1月~3月の生鮮パインアップル・加工製品の輸出量は52.7万トンと前年同時期の58.8万

トンより 10.4%減少している。

現在,1 日当たりの生鮮パインアップルの出荷量は 6,500~7,000トンであるが,加工工場では主要輸出先国 である EU や米国の経済が低迷していることから,受注量 が減っており,多くの商品在庫を抱えている。

パインアップルの工場買い取り価格は、東部の加工工場は約 4 パーツ/kg であるものの、タイ西部の小規模加工工場は 3.30~3.70 パーツ/kg と価格が不安定な状況となっている。さらに今年の猛暑、干ばつなどの影響で農家がパインアップルの日よけ対策を講じていることから農家の生産コストが上昇すると予測されている。(2012 年 5 月 22 日付け「プラチャーチャート・トゥラキット」紙)

豪州:オウトウの台湾向け輸出

トニー・ムーディー

台湾での豪州産オウトウ市場の再建に対する期待が膨らんでいる。ニューサウスウェールズ(NSW)州中西部のオウトウ生産者は、2011年の台湾向け輸出について量的には少ないものの慎重にとり進め一定の成功を収めた。今年も前年の成功の再現を目指して取り組んでいる。台湾は2006年1月、クインズランドミバエの侵入を防ぐために、豪州産果実の輸入を禁止した。この輸入禁止によりNSW州産果実は重要な輸出市場を失ったという経緯がある。

オレンジ地方の Great Southern

Fresh Produce 社は,5kg 詰め 250 箱のオウトウが台湾市場で歓迎され,年内に50トンから100トンは輸出したいと考えている。

NSW 州のオウトウは品質が高く,台湾以外にも中東,インドネシ

ア,マレーシア,シンガポール等でも人気が高い。アジア産とは収穫期が反対で、これらの市場にもっと食い込めるとしている。



豪州におけるオウトウの仕向地別輸出量

(単位:kg)

仕向地	2010年4月	2011年4月~	仕向地	2010年4月~	2011年4月~
17/1/20	2011年3月	2012年3月		2011年3月	2012年3月
香 港	204,210	196,227	台湾	210,768	2,904
インド	15,153	0	タイ	161,696	192,980
日 本	14,031	6,912	UAE	38,550	36,674
韓国	25,155	3,765	英国	0	2,490
シンガポール	51,431	85,142	米国	4,005	0

農林水産省のHPから

植物検疫における輸入解禁要請に関する手続きの進捗状況について 農林水産省植物防疫課ホームページより果実部分抜粋

平成 24 年 6 月 12 日現在における植物検疫における諸外国からの輸入解禁要請に関する手続きの進捗状況について、農林水産省のホームページより果実部分を抜粋したものを下記に紹介します。

1 輸入解禁要請に関する検証の現状

進捗状況/	案 件	要請のあった	進捗状況/	案 件	要請のあった
国 名	来 计	時 期	国 名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	時 期
①解禁要請が行わ	われたもの		ベトナム	マンゴウ生果実	平成 15 年 11 月
インド	ぶどう生果実	平成 13 年 1 月	マレーシア	マンゴスチン生果実	平成 17 年 1 月
インドネシア	マンゴウ生果実	平成7年12月		ゴレンシ生果実	平成 17 年 1 月
カンボジア	マンゴウ生果実	平成 19 年 1 月		ランブータン生果実	平成 17 年 1 月
台湾	ゴレンシ生果実	平成 15 年 9 月	イスラエル	アボカド生果実	平成 19 年 1 月
	ばんじろう生果実	平成 22 年 1 月		マンゴウ生果実	平成8年7月
	なし生果実	平成 22 年 1 月		ざくろ生果実	平成 20 年 6 月
中国	さくらんぼ生果実	平成 14 年 9 月	トルコ	さくらんぼ生果実	平成 17 年 1 月
	びわ生果実	平成 16 年 11 月	レバノン	ぶどう生果実	平成 11 年 5 月
パキスタン	キノー(かんきつ)生果実	平成 23 年 8 月		オレンジ生果実	平成 14 年 4 月
バングラデシュ	マンゴウ生果実	平成 21 年 6 月	イタリア	キウイフルーツ生果実	平成 13 年 10 月
フィリピン	マンゴスチン生果実	平成 17 年 2 月		ぶどう生果実	平成 13 年 10 月
	ドラゴンフルーツ	平成 17 年 2 月		りんご生果実	平成 13 年 10 月
	アボカド生果実	平成 23 年 8 月		なし生果実	平成 13 年 10 月

進捗状況/	案 件	要請のあった	進捗状況/	案 件	要請のあった
国 名	米 厅	時 期	国 名	未 IT	時 期
イタリア	スウィートオレンジ生果実	平成 19 年 8 月	オーストラリア	れいし生果実	平成 14 年 8 月
	(品種追加)			マンダリン類生果実(品種追加)	平成 15 年 1 月
ギリシャ	かんきつ類生果実	平成 16 年 12 月	1	キウイフルーツ生果実	平成 16 年 2 月
フランス	キウイフルーツ生果実	平成 19 年 11 月	ニューカレドニア	マンゴウ生果実	平成 10 年 6 月
	りんご生果実(品種追加)	平成 10 年 7 月	②試験又は調査計	†画の確定したもの	
ベルギー	せいようなし生果実	平成 24 年 5 月	インド	マンゴウ生果実	平成8年7月
エジプト	オレンジ生果実	平成 12 年 5 月	中国	カンキツ類生果実	平成 10 年 4 月
南アフリカ	アボカド	平成 10 年 4 月		マンゴウ生果実	平成 16 年 11 月
	かき生果実	平成 15 年 7 月	マレーシア	パパイヤ生果実	平成 17 年 1 月
	マンゴウ生果実	平成 20 年 4 月	イスラエル	ノバ(かんきつ)生果実	平成 10 年 7 月
モロッコ	かんきつ類果実	平成9年1月		チチュウカイミバエ無発生地域の認定	平成9年6月
ハワイ	マンゴウ生果実(品種追加)	平成 12 年 6 月	トルコ	レモン生果実	平成 17 年 1 月
アルゼンチン	りんご生果実	平成 17 年 12 月	ハワイ	ランブータン生果実	平成 10 年 9 月
	なし生果実	平成 17 年 12 月	アルゼンチン	チチュウカイミバエの無発生地域の認定	平成 14 年 9 月
	ぶどう生果実	平成 17 年 7 月	カナダ	ブリティッシュコロンビア州産さくらんぼ生	平成 18 年 6 月
	さくらんぼ生果実	平成 21 年 11 月	1	果実(システムズアプローチ)	
	レモン生果実(システムズア	平成 22 年 2 月	チリ	さくらんぼ生果実(システムズアプローチ)	平成 18 年 8 月
	プローチ適用)				
ウルグアイ	スウィートオレンジ生果実	平成 20 年 3 月	バハマ	チチュウカイミバエの無発生地域の認定	平成5年9月
	マンダリン生果実	平成 20 年 3 月	ブラジル	マンゴウ生果実(品種追加)	平成 17 年 10 月
	レモン生果実	平成 20 年 3 月	ペルー	マンダリン生果実	平成 19 年 11 月
エクアドル	マンゴウ生果実	平成 10 年 1 月	1	スウィートオレンジ生果実	平成 19 年 11 月
グアテマラ	レモン生果実	平成 22 年 9 月	1	ぶどう生果実	平成 17 年 5 月
コスタリカ	マンゴウ生果実	平成 15 年 5 月	③試験データ又は	調査データの確認が終了したもの	
コロンビア	アボカド	平成 20 年 4 月	オーストラリア	ぶどう生果実	平成 17 年 8 月
ブラジル	かき生果実	平成 14 年 9 月	④現地確認試験又	なは現地確認計画が確定したもの	•
	かんきつ類生果実	平成 21 年 8 月	アルゼンチン	クレメンティン(かんきつ)生果実	平成 15 年 12 月
ペルー	ライム生果実	平成 19 年 11 月		エレンデール(カンキツ)生果実	平成 15 年 12 月
	グレープフルーツ生果実	平成 19 年 11 月		マーコット(かんきつ) 生果実	平成 15 年 12 月
	アボカド生果実	平成 16 年 10 月		ノバ(かんきつ)生果実	平成 15 年 12 月
				スウィートオレンジ生果実(品種追加)	平成 15 年 12 月

2 輸入解禁条件の変更要請に関する検証の現状

		変更要請 年 月 日	変更要請の概要	検討状況
フィリピン	マンゴウ生果実	平成 18 年 2 月	輸送方法の追加 (航空携行手荷物)	ミバエ類の新入防止措置の検討に必要 な情報提供を相手国に依頼中
ベトナム	ヒロセレウス・ウン ダーツス生果実	平成 23 年 8 月	輸送方法の追加(航空携行手荷物)	ミバエ類の新入防止措置の検討に必要 な情報提供を相手国に依頼中
南アフリカ共和国	かんきつ類生果実	平成 15 年 4 月	処理条件(処理温度・期間)の変更	ミバエ類の殺虫試験を相手国で実施中
アメリカ合衆国	さくらんぼ生果実	平成 19 年 2 月	臭化メチルくん蒸の処理基準の変更	相手国で実施したくん蒸試験の結果を 我が国で検証中
		平成 17 年 2 月	くん蒸を要しない検疫措置のアイダホ 州産への適用	現地確認試験の結果を我が国で検証中



トピックス

〈インドネシアの果樹産業保護のた めの輸入港制限か?>

生鮮農産物の輸入については, 東部ジャワ本島への輸入の主要な 目的地であるジャカルタ港が6月19 日より使用できなくなり、東部ジャワ のもうひとつの港であるスラバヤ港を 含む3港に限定される。

これに応えて, 東ジャワ州知事は スラバヤ港を通じた輸入を厳しく制 限する規則を公表した。例えば,国 内産果実の収穫期の1ヵ月前から2ヵ 月後までの輸入は許可されない。も し同様の産品が東ジャワ州において 生産されていれば輸入は許可されな

米国にとってはリンゴとブドウがこ の条項によって影響を受けるとされ

この措置は、スラバヤ地域が生鮮 農産物で溢れ国内産農産物の価格 が押し下げられているとの内部的懸 念に応えたものであるが、この提案 は保護貿易主義でありインドネシア の WTO 義務に違反するとの諸外国 からの申し立てに直面して、インドネ シア貿易大臣は,輸入生鮮果実及 び野菜は残留農薬, ホルムアルデヒ ド,及びその他の病原菌によって 汚染されており制限される必要が あると主張している。

インドネシアの生鮮リンゴの輸入 は,世界で最も大幅かつ急速に成 長している。このように輸入が混乱 することは, 主要な生鮮リンゴ輸出 国にとって重大な後退となる。

(\(\text{World Apple Report} \) (2012) 年5月号)」誌)





(公財)中央果実協会

公益財団法人 中央果実協会

住所

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル2階

電話 **FAX**

(03)3586-1381 (03)5570-1852

お知らせ

財団法人 中央果実生 産出荷安定基金協会は、 新公益法人制度に基づく 「公益財団法人」へ移行 するための手続きを進め ておりましたが、この 度、内閣総理大臣の認定 を受け、平成24年4月 1日をもって「公益財団 法人 中央果実協会」へ 移行・名称変更いたしま した。

役職員一同、より一層 業務の充実に努めてまい りますので、今後とも、 皆様のお理解、ご協力を 賜りますようよろしくお 願い申し上げます。



毎日くだもの 200 グラム運動

本誌の翻訳責任は、(公 財) 中央果実協会にあり、 翻訳の正確さに関して Vance Publishing 社 (The Packer) , Washington State Fruit Commission (Good Fruit Grower) およ び Belrose 社 (The World Apple Report)の各社は, -切の責任を負いません。

〈インドネシアの小売業者が輸入規則に 反発>

インドネシアの新しい規則の下では、小 売業者が生鮮農産物を海外から直接調達 することが禁止されており、もっぱら国内の 流通業者に頼らなければならない。

インドネシアの小売業者は,新しい政府 の輸入制限が彼らの効率を低下させ、生 鮮農産物の価格を押し上げるであろうとし ている。

ジャカルタポストによれば,この措置は 他の国によって拒絶された果物や野菜を 買いつけ,割引価格で販売する小売業者 をターゲットとしたものであるとしている。

小売業者は、この規則は政府がジャカ ルタの主要な港湾を含む多くの港における 生鮮農産物の輸入禁止を立法化した際に 予想されるコストに、さらなる追加的なコスト を負わせることになるとしている。

インドネシア小売業者協会は, 小売業 者によって直接輸入される園芸産品の市 場シェアは小さいため, 国内の流通業者は それらを進んで輸入しようとはしないことか ら, 国内の小売業者は価格を多様化する 特定の産品を調達することができないであ ろうとしている。

(2012年5月25日付け「Apple & Pear World News])

〈カナダで遺伝子組み換えリンゴが誕生 か?>

カナダのバイテク企業 Okanagan Specialty Fruits 社は、カナダ食品検査 庁に遺伝子組み換えリンゴの「Arctic granny(アークティックグラニー)」と「Arctic golden(アークティックゴールデン)」の栽培 及び販売の許可について申請を行った。 果実はもともと豪州で開発されたものであ

リンゴの他品種で「エンパイア(Empire)」 のように数時間空気にさらされても白い果 肉を保つものはあったが、「アークティック」 は完全に褐変しない品種で,数日間,数 週間でさえ白さを維持する。

同社では,業界の懸念を緩和するため に業界と一緒に活動しており、常時、白一 色のリンゴの持つメリットは、遺伝子組み換 え果実に対する大衆の懸念を必ず上回る としている。例えば、パッカーはより高い品 質のリンゴをもっと多く入手できるであろう し、フレッシュカットの製造業者は果実を化 学的に処理する手間が省けるであろうし, ま た果汁の製造業者はより透明な果汁を得る であろうとしている。

Okanagan Specialty Fruits 社は,こ の夏までにカナダ及び米国において承認 手続きが完了することを希望しており、そう すれば次年度にこの果樹の栽植を始めるこ とができる。同社は、1年後には試験的な果 実が期待できるであろうとしている。

(2012年5月25日付け「Apple & Pear World News |)

〈ニュージーランドでクインズランドミバエ捕 獲により台湾は安全性の保証を要求>

豪州で棲息しているクインズランドミバエ が, 5 月初めにニュージーランドのオークラ ンド地域(北島)で発見されたため, 拡大防 止のために同地域を対象に果実・野菜の 移動禁止措置が講じられてきた。早ければ 今週末(5月26日)の土曜日に解除される ことになる。豪州からのクインズランドミバエ 侵入調査が行われているオークランド近郊 のエイヴォンデール周辺 1.5 ㎞以内の地 域では生鮮果実と野菜の移動は全面的に 禁止されてきた。

5月8日に,エイヴォンデール郊外で1 匹のオスのクインズランドミバエがトラップに 捕獲され、NZ の生産額数十億ドルに上る 果樹農業に深刻な危機を招いたところであ る。第1次産業省の報道官は、その後、新 たなクインズランドミバエの捕獲は確認され ていないとし, 今週中には青果物の移動禁 止措置は解除されるだろうとしている。

NZ 全土でミバエトラップは 7,500 台設 置されていて、そのうち 4,000 台がオークラ ンド地区に設置されている。

NZ の果実の重要市場である台湾は、ク インズランドミバエ発見後適切な対策が講 じられていることの保証を求めてきた。

第1次産業省の担当官によると、台湾は 2010 年の NZ 産果実輸出における第 11 位の市場で、クインズランドミバエ対策の詳 細と台湾向け果実全てが台湾のバイオセ キュリティー規則に合致していることの確認 を求めているという。

(2012年5月25日付け「Apple & Pear World News])





本誌についてのご質問、お気付きの点などがある場合、または他に転載する場合には、左 記上にご一報くださるようお願いいたします。許可なくしての転載および複写(コピー) は著作権の侵害となることがありますのでご注意ください。